

香取市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、香取市犯罪被害者等支援条例（令和6年香取市条例第あ号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(見舞金の対象者)

第2条 条例第7条に規定する被害者は、警察署長に被害届を提出していること等により犯罪行為による被害を受けたことが確認できる者とする。

(見舞金の支給制限)

第3条 条例第10条の規定により見舞金を支給しないときは、次に掲げるときとする。

(1) 犯罪行為が行われた時において、被害者又は条例第8条第2号の第1順位遺族（第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者。以下「被害者等」という。）と加害者との間に3親等以内の親族関係（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。）があったとき。ただし、被害者が18歳未満の者を監護していた場合は、この限りでない。

(2) 犯罪行為による被害について、被害者等に次のいずれかに該当する行為があったとき。

ア 当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為

イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

(3) 被害者等に次のいずれかに該当する事由があるとき。

ア 当該犯罪行為を容認していたこと。

イ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。

ウ 暴力団員等（香取市暴力団排除条例（平成24年香取市条例第3号）

第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団

（香取市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員等と密接な関係を有すること。

（4） 前各号に掲げるもののほか、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

（見舞金の額）

第4条 見舞金の額は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 傷害見舞金 10万円

（2） 遺族見舞金 30万円

2 既に傷害見舞金の支給を受けた被害者が当該傷害見舞金の支給の原因となった犯罪行為により死亡した場合における遺族見舞金については、当該傷害見舞金と遺族見舞金との差額を支給するものとする。ただし、死亡の原因となった犯罪行為が行われた日から1年以上経過して死亡した場合には、遺族見舞金は、支給しない。

（見舞金の支給申請）

第5条 見舞金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を、市長に提出しなければならない。ただし、申請を行う者が未成年である場合又はやむを得ない事情により申請ができない場合は、申請を行う者の代理人が申請することができる。

（1） 傷害見舞金 香取市傷害見舞金支給申請書兼請求書（別記第1号様式）及び次に掲げる書類

ア 被害者の傷害の状態及び加療を要する日数に関する医師の診断書

イ 申請者本人であることを確認できる書類

ウ 犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、申請者が市内に住所を有していたことを証明する書類

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（2） 遺族見舞金 香取市遺族見舞金支給申請書兼請求書（別記第2号様式）及び次に掲げる書類

ア 被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

イ 申請者と被害者との続柄を証明する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

ウ 申請者が被害者と婚姻の届出をしていないが、被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

エ 犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、申請者が市内に住所を有していたことを証明する書類

オ 申請を行う者が生計維持遺族であるときは、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類

カ 支給対象者となる同順位の遺族が2人以上いる場合は、香取市遺族見舞金代表者届出書（別記第3号様式）

キ アからカまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（見舞金の支給決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに支給の可否を決定し、香取市見舞金支給決定（却下）通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給の決定をしたときは、速やかに見舞金を支給するものとする。

（見舞金の支給決定の取消し等）

第7条 市長は、前条の規定により見舞金の支給の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により見舞金の支給の決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すとともに、既に支給した見舞金を返還させるものとする。

2 市長は、前項の規定により見舞金の支給決定を取り消したときは、香取市見舞金支給決定取消通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。

（照会）

第 8 条 市長は、犯罪行為による被害に関する事項について、警察その他の関係機関に照会することができる。

(その他)

第 9 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。